平成２５年（フ）第３３号
長崎県長崎市赤迫３丁目５番１―401号
債務者　辻村シズ子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
名古屋市守山区大字吉根字日の後603番地
エコビレッジ志段味Ｂ棟110号
債務者　後藤鈑金こと　後藤　真吾
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪井　陽典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７５号
愛知県春日井市中央通２丁目49番地　グローリアス春日井中央通407号室
債務者　廣末　正俊
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２４号
佐賀県佐賀市水ヶ江４丁目２番45号
債務者　岩本　哲明
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
佐賀県佐賀市八戸２丁目２番70号
債務者　碇　　浩久
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
福井県鯖江市糺町第19号１番地６
債務者　坂ロー付加工所こと　坂　　範之
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1546番地
債務者　宮原　正和
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第１２号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1546番地
債務者　宮原美智子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
津地方裁判所熊野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根105番地７
債務者　富永　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第１２０号
愛知県みよし市打越町島ノ山87番地
債務者　岡本　康晴
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
愛知県みよし市打越町島ノ山87番地
債務者　岡本　智恵
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
愛知県安城市古井町大久後４番地11、前住所愛知県豊田市生駒町東山81番地
債務者　二子石陸則
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
三重県伊勢市中須町722番地、前住所三重県多気郡明和町馬之上1197番地１
債務者　竹田　新一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1130番地　グループホームあけぼの
債務者　清水　貞夫
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目７番21号　スリーホーク内藤203、旧住所埼玉県越谷市花田１丁目21番地18
債務者　三原詰　塁
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢332番地１　サンクレイドルみずほ台213号
債務者　高橋　一幸
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９３号
静岡県伊東市富戸59番地の１　セイワマンション101号
債務者　長田　良昭
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係